

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
6	国民健康保険関係事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

笛吹市は、国民健康保険事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

笛吹市長

## 公表日

令和6年2月2日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険事務
②事務の概要	<p>&lt;事務全体の概要&gt; 国民健康保険法及び関係法令に従い、被保険者の疾病、負傷、出産又は死亡に関して必要な保険給付を行うため、被保険者の資格情報の管理並びに保険料賦課額の算定及び徴収並びに保険給付に関する事務を行う。</p> <p>&lt;特定個人情報ファイルを使用して実施する事務&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>国民健康保険法による被保険者に係る申請等(申請、届出又は申出をいう。以下同じ。)の受理、その申請等に係る事実についての審査又はその申請等に対する応答に関する事務</li> <li>国民健康保険法による被保険者証、被保険者資格証明書、高齢受給者証、標準負担額減額認定証、特定疾病療養受療証、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証又は特別療養証明書に関する事務</li> <li>国民健康保険法による保険給付の支給に関する事務</li> <li>国民健康保険法第44条第1項の一部負担金に係る措置に関する事務</li> <li>国民健康保険法第63条の2の一時差止めに関する事務</li> <li>国民健康保険法第76条第1項の保険料の徴収又は同条第2項の保険料の賦課に関する事務</li> <li>国民健康保険法によるオンライン資格確認等システムによる資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務(以下「オンライン資格確認に係る事務」という)</li> </ol>
③システムの名称	<ol style="list-style-type: none"> <li>国民健康保険システム</li> <li>収納管理システム</li> <li>滞納管理システム</li> <li>中間サーバー</li> <li>団体内統合宛名システム</li> <li>国保総合システム及び国保情報集約システム(以下「国保総合(国保集約)システム※」)という。) ※国保総合(国保集約)システムは、国保連合会に設置される国保総合(国保集約)システムサーバー群と、市町村に設置される国保総合PCで構成される。</li> <li>医療保険者保険者等向け中間サーバ等</li> </ol>
2. 特定個人情報ファイル名	
被保険者情報ファイル、課税情報ファイル、保険給付情報ファイル、収納情報ファイル、滞納情報ファイル、所得・資産情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項(別表第一16・30の項) 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(第5号)第16条、24条 国民健康保険法第113条の3第1項及び2項 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則第2条第13号
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>&lt;情報照会の根拠&gt; 番号法第19条第8号(別表第二27・42・43・44・45の項) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(第7号)第25条、25条の2、26条 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律 第9条</p> <p>&lt;情報提供の根拠&gt; 番号法第19条第8号(別表第二1・2・3・4・5・12・15・17・22・26・27・30・33・39・42・58・62・78・80・87・88・93・97・106・109・119の項) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(第7号)第1条、2条、3条、4条、5条、10条の2、11条の2、12条の3、15条、19条、20条、25条、33条、41条の2、43条、44条、46条、49条、53条、55条の2</p> <p>&lt;オンライン資格確認に係る事務&gt; 番号利用法附則第6条第4項(利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認として機関別符号を取得する等) 国民健康保険法第113条の3第1項及び2項</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民環境部国民健康保険課、総務部収税課
②所属長の役職名	国民健康保険課長、収税課長
6. 他の評価実施機関	

**7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求**

請求先

〒406-8510 山梨県笛吹市石和町市部777番地  
笛吹市役所総務部総務課 TEL055(262)4111**8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ**

連絡先

〒406-0031 山梨県笛吹市石和町市部809番地1  
笛吹市役所市民環境部国民健康保険課、総務部収税課TEL055(262)4111

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1万人以上10万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年1月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年1月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)[ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ <input type="checkbox"/> ] 自己点検 [ <input type="checkbox"/> ] 内部監査 [ <input type="checkbox"/> ] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年4月1日	5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	国民健康保険課長 梶原 強、収税課長 返田 典雄	国民健康保険課長 梶原 強、収税課長 市川 要司	事後	
平成31年4月1日	I. 5. ②	国民健康保険課長 梶原 強、収税課長 市川 要司	国民健康保険課長、収税課長	事後	
平成31年4月1日	IV リスク対策	—	新たに追加(新様式への変更)	事後	
令和2年4月1日	I. 1. ②事務の概要	<p>&lt;事務全体の概要&gt; 国民健康保険法及び関係法令に従い、被保険者の疾病、負傷、出産又は死亡に関して必要な保険給付を行うため、被保険者の資格情報の管理並びに保険料賦課額の算定及び徴収並びに保険給付に関する事務を行う。 &lt;特定個人情報ファイルを使用して実施する事務&gt;</p> <p>1. 国民健康保険法による被保険者に係る申請等(申請、届出又は申出をいう。以下同じ。)の受理、その申請等に係る事実についての審査又はその申請等に対する応答に関する事務 2. 国民健康保険法による被保険者証、被保険者資格証明書、高齢受給者証、標準負担額減額認定証、特定疾病療養受療証、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証又は特別療養証明書に関する事務 3. 国民健康保険法による保険給付の支給に関する事務 4. 国民健康保険法第44条第1項の一部負担金に係る措置に関する事務 5. 国民健康保険法第63条の2の一時差止めに関する事務 6. 国民健康保険法第76条第1項の保険料の徴収又は同条第2項の保険料の賦課に関する事務</p>	<p>&lt;事務全体の概要&gt; 国民健康保険法及び関係法令に従い、被保険者の疾病、負傷、出産又は死亡に関して必要な保険給付を行うため、被保険者の資格情報の管理並びに保険料賦課額の算定及び徴収並びに保険給付に関する事務を行う。 &lt;特定個人情報ファイルを使用して実施する事務&gt;</p> <p>1. 国民健康保険法による被保険者に係る申請等(申請、届出又は申出をいう。以下同じ。)の受理、その申請等に係る事実についての審査又はその申請等に対する応答に関する事務 2. 国民健康保険法による被保険者証、被保険者資格証明書、高齢受給者証、標準負担額減額認定証、特定疾病療養受療証、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証又は特別療養証明書に関する事務 3. 国民健康保険法による保険給付の支給に関する事務 4. 国民健康保険法第44条第1項の一部負担金に係る措置に関する事務 5. 国民健康保険法第63条の2の一時差止めに関する事務 6. 国民健康保険法第76条第1項の保険料の徴収又は同条第2項の保険料の賦課に関する事務 7. 国民健康保険法によるオンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務</p>	事後	
令和2年4月1日	I. 1. ③システムの名称	国民健康保険システム、収納管理システム、滞納管理システム、中間サーバー、団体内統合宛名システム、国保総合システム及び国保情報集約システム	国民健康保険システム、収納管理システム、滞納管理システム、中間サーバー、団体内統合宛名システム、国保総合システム及び国保情報集約システム、医療保険者保険者等向け中間サーバ等	事後	
令和2年4月1日	I. 3法令上の根拠	番号法第9条第1項(別表第一16・30の項) 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(第5号)第16条、24条	番号法第9条第1項(別表第一16・30の項) 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(第5号)第16条、24条 国民健康保険法第113条の3第1項及び2項	事後	
令和2年4月1日	I. 4. ②法令上の根拠	<p>&lt;情報照会の根拠&gt; 番号法第19条第7号(別表第二27・42・43・44・45の項) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(第7号)第25条、25条の2、26条 &lt;情報提供の根拠&gt; 番号法第19条第7号(別表第二1・2・3・4・5・12・15・17・22・26・27・30・33・39・42・58・62・78・80・87・88・93・97・106・109・119の項) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(第7号)第1条、2条、3条、4条、5条、10条の2、11条の2、12条の3、15条、19条、20条、25条、33条、41条の2、43条、44条、46条、49条、53条、55条の2</p>	<p>&lt;情報照会の根拠&gt; 番号法第19条第7号(別表第二27・42・43・44・45の項) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(第7号)第25条、25条の2、26条 &lt;情報提供の根拠&gt; 番号法第19条第7号(別表第二1・2・3・4・5・12・15・17・22・26・27・30・33・39・42・58・62・78・80・87・88・93・97・106・109・119の項) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(第7号)第1条、2条、3条、4条、5条、10条の2、11条の2、12条の3、15条、19条、20条、25条、33条、41条の2、43条、44条、46条、49条、53条、55条の2 (オンライン資格確認の準備業務) 番号利用法附則第6条第4項(利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) 国民健康保険法第113条の3第1項及び2項</p>	事後	
令和2年4月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	平成31年1月1日時点	令和2年1月1日時点	事後	
令和2年4月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	平成31年1月1日時点	令和2年1月1日時点	事後	
令和2年4月1日	IV リスク対策 9. 従業者に対する教育・啓発	十分に行っている	特に力を入れて行っている	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年9月1日	I. 4. ②法令上の根拠	<p>〈情報照会の根拠〉 番号法第19条第7号(別表第二27・42・43・44・45の項) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(第7号)第25条、25条の2、26条</p> <p>〈情報提供の根拠〉 番号法第19条第7号(別表第二1・2・3・4・5・12・15・17・22・26・27・30・33・39・42・58・62・78・80・87・88・93・97・106・109・119の項) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(第7号)第1条、2条、3条、4条、5条、10条の2、11条の2、12条の3、15条、19条、20条、25条、33条、41条の2、43条、44条、46条、49条、53条、55条の2 〈オンライン資格確認の準備業務〉 番号利用法附則第6条第4項(利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) 国民健康保険法第113条の3第1項及び2項</p>	<p>〈情報照会の根拠〉 番号法第19条第8号(別表第二27・42・43・44・45の項) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(第7号)第25条、25条の2、26条</p> <p>〈情報提供の根拠〉 番号法第19条第8号(別表第二1・2・3・4・5・12・15・17・22・26・27・30・33・39・42・58・62・78・80・87・88・93・97・106・109・119の項) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(第7号)第1条、2条、3条、4条、5条、10条の2、11条の2、12条の3、15条、19条、20条、25条、33条、41条の2、43条、44条、46条、49条、53条、55条の2 〈オンライン資格確認の準備業務〉 番号利用法附則第6条第4項(利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) 国民健康保険法第113条の3第1項及び2項</p>	事後	デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律公布に伴う変更
令和3年9月1日	II しいき値判断項目 1. 対象人数	令和2年1月1日時点	令和3年1月1日時点	事後	
令和3年9月1日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数	令和2年1月1日時点	令和3年1月1日時点	事後	
令和4年2月1日	II しいき値判断項目 1. 対象人数	令和3年1月1日時点	令和4年1月1日時点	事後	
令和4年2月1日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数	令和3年1月1日時点	令和4年1月1日時点	事後	
令和4年9月30日	I. 1. ②事務の概要	<p>〈事務全体の概要〉 国民健康保険法及び関係法令に従い、被保険者の疾病、負傷、出産又は死亡に関して必要な保険給付を行うため、被保険者の資格情報の管理並びに保険料賦課額の算定及び徴収並びに保険給付に関する事務を行う。 〈特定個人情報ファイルを使用して実施する事務〉 1. 国民健康保険法による被保険者に係る申請等(申請、届出又は申出をいう。以下同じ。)の受理、その申請等に係る事実についての審査又はその申請等に対する応答に関する事務 2. 国民健康保険法による被保険者証、被保険者資格証明書、高齢受給者証、標準負担額減額認定証、特定疾病療養受療証、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証又は特別療養証明書に関する事務 3. 国民健康保険法による保険給付の支給に関する事務 4. 国民健康保険法第44条第1項の一部負担金に係る措置に関する事務 5. 国民健康保険法第63条の2の一時差止めに関する事務 6. 国民健康保険法第76条第1項の保険料の徴収又は同条第2項の保険料の賦課に関する事務 7. 国民健康保険法によるオンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務</p>	<p>〈事務全体の概要〉 国民健康保険法及び関係法令に従い、被保険者の疾病、負傷、出産又は死亡に関して必要な保険給付を行うため、被保険者の資格情報の管理並びに保険料賦課額の算定及び徴収並びに保険給付に関する事務を行う。 〈特定個人情報ファイルを使用して実施する事務〉 1. 国民健康保険法による被保険者に係る申請等(申請、届出又は申出をいう。以下同じ。)の受理、その申請等に係る事実についての審査又はその申請等に対する応答に関する事務 2. 国民健康保険法による被保険者証、被保険者資格証明書、高齢受給者証、標準負担額減額認定証、特定疾病療養受療証、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証又は特別療養証明書に関する事務 3. 国民健康保険法による保険給付の支給に関する事務 4. 国民健康保険法第44条第1項の一部負担金に係る措置に関する事務 5. 国民健康保険法第63条の2の一時差止めに関する事務 6. 国民健康保険法第76条第1項の保険料の徴収又は同条第2項の保険料の賦課に関する事務 7. 国民健康保険法によるオンライン資格確認等システムによる資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務(以下「オンライン資格確認に係る事務」という)</p>	事後	
令和4年9月30日	I. 4. ②法令上の根拠	<p>〈情報照会の根拠〉 番号法第19条第8号(別表第二27・42・43・44・45の項) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(第7号)第25条、25条の2、26条</p> <p>〈情報提供の根拠〉 番号法第19条第8号(別表第二1・2・3・4・5・12・15・17・22・26・27・30・33・39・42・58・62・78・80・87・88・93・97・106・109・119の項) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(第7号)第1条、2条、3条、4条、5条、10条の2、11条の2、12条の3、15条、19条、20条、25条、33条、41条の2、43条、44条、46条、49条、53条、55条の2 〈オンライン資格確認の準備業務〉 番号利用法附則第6条第4項(利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) 国民健康保険法第113条の3第1項及び2項</p>	<p>〈情報照会の根拠〉 番号法第19条第8号(別表第二27・42・43・44・45の項) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(第7号)第25条、25条の2、26条</p> <p>〈情報提供の根拠〉 番号法第19条第8号(別表第二1・2・3・4・5・12・15・17・22・26・27・30・33・39・42・58・62・78・80・87・88・93・97・106・109・119の項) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(第7号)第1条、2条、3条、4条、5条、10条の2、11条の2、12条の3、15条、19条、20条、25条、33条、41条の2、43条、44条、46条、49条、53条、55条の2 〈オンライン資格確認に係る事務〉 番号利用法附則第6条第4項(利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認として機関別符号を取得する等) 国民健康保険法第113条の3第1項及び2項</p>	事後	
令和5年3月8日	II しいき値判断項目 1. 対象人数	令和4年1月1日時点	令和5年1月1日時点	事後	
令和5年3月8日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数	令和4年1月1日時点	令和5年1月1日時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年3月8日	I. 3法令上の根拠	番号法第9条第1項(別表第一16・30の項) 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(第5号)第16条、24条 国民健康保険法第113条の3第1項及び2項	番号法第9条第1項(別表第一16・30の項) 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(第5号)第16条、24条 国民健康保険法第113条の3第1項及び2項  公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則第2条第13号	事後	
令和5年3月8日	I. 4. ②法令上の根拠	〈情報照会の根拠〉 番号法第19条第8号(別表第二27・42・43・44・45の項) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(第7号)第25条、25条の2、26条 〈情報提供の根拠〉 番号法第19条第8号(別表第二1・2・3・4・5・12・15・17・22・26・27・30・33・39・42・58・62・78・80・87・88・93・97・106・109・119の項) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(第7号)第1条、2条、3条、4条、5条、10条の2、11条の2、12条の3、15条、19条、20条、25条、33条、41条の2、43条、44条、46条、49条、53条、55条の2 〈オンライン資格確認に係る事務〉 番号利用法附則第6条第4項(利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認として機関別符号を取得する等) 国民健康保険法第113条の3第1項及び2項	〈情報照会の根拠〉 番号法第19条第8号(別表第二27・42・43・44・45の項) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(第7号)第25条、25条の2、26条 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律 第9条  〈情報提供の根拠〉 番号法第19条第8号(別表第二1・2・3・4・5・12・15・17・22・26・27・30・33・39・42・58・62・78・80・87・88・93・97・106・109・119の項) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(第7号)第1条、2条、3条、4条、5条、10条の2、11条の2、12条の3、15条、19条、20条、25条、33条、41条の2、43条、44条、46条、49条、53条、55条の2 〈オンライン資格確認に係る事務〉 番号利用法附則第6条第4項(利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認として機関別符号を取得する等) 国民健康保険法第113条の3第1項及び2項	事後	
令和6年2月2日	I. 1. ③システムの名称	国民健康保険システム、収納管理システム、滞納管理システム、中間サーバー、団体内統合宛名システム、国保総合システム及び国保情報集約システム、医療保険者保険者等向け中間サーバ等	1. 国民健康保険システム 2. 収納管理システム 3. 滞納管理システム 4. 中間サーバー 5. 団体内統合宛名システム 6. 国保総合システム及び国保情報集約システム(以下「国保総合(国保集約)システム※」)という。)※国保総合(国保集約)システムは、国保連合会に設置される国保総合(国保集約)システムサーバー群と、市町村に設置される国保総合PCで構成される。 7. 医療保険者等向け中間サーバ等	事前	
令和6年2月2日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	令和5年1月1日時点	令和6年1月1日時点	事後	
令和6年2月2日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和5年1月1日時点	令和6年1月1日時点	事後	